

中池袋公園 利用規程

目次

- i . 中池袋公園概要 (p.2～4)
- ii . 物件を設けない占有許可による利用 (p.5～28)

① イベント等で利用する場合 (p.5～22)

<対象>

I イベント

- ・豊島区主催・共催のイベント
- ・豊島区の後援を取得したイベント
- ・官公庁主催のイベントで営業目的でなく、公共性の高いもの
- ・豊島区内の町会、商店会、大学・学生主催のイベントで、地域に貢献するもの（親睦・活性化等）

II 避難訓練

III フリーマーケット、バザー

1. 物件を設けない占有許可による利用について (p.6～7)
2. 物件を設けない占有許可による利用までの流れ (p.8)
3. ご利用にあたって (p.9～14)
4. 搬出入について (p.15～16)

別添

- ◇東京建物 Brillia HALL1階平面図
- ◇Hareza Tower 1階平面図
- ◇中池袋公園 占有許可申請書兼占有許可証
- ◇中池袋公園図面
- ◇安全管理計画書（実施計画書添付）記載例

② 撮影利用する場合 (p.23～28)

1. 撮影について (p.24)
2. 撮影による利用までの流れ (p.25)

別添

- ◇中池袋公園 撮影での占有利用申込書

iii. その他上記以外のイベントによる利用

当法人までお問い合わせください。

お問合せ・申込先（当法人事務局連絡先）

一般社団法人Hareza池袋エリアマネジメント
〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目18番1号 他

TEL: 080-8045-4681 MAIL: hareza@hareza-ikebukuro.com

【営業時間：10：00～17：30 土日祝除く】

「Hareza(ハレザ) 池袋」は、Hareza Tower、東京建物 Brillia HALL、としま区民センターおよび中池袋公園から成るエリア名称です。

このエリアには、ミュージカルや伝統芸能を公演する多目的ホールや、アニメ、サブカルチャーを楽しむ空間など個性の異なる8つの劇場があり、多様な文化の発信・賑わい創出を目指しています。



中池袋公園

中池袋公園は、東京建物 Brillia HALLに面し、Hareza池袋における前庭空間となる公園です。「ハレ」の日には様々な文化・賑わいを発信する舞台でございます。また、公園内にはアニメの聖地・池袋を世界に発信するためのにぎわい創出施設として、株式会社アニメイトカフェが運営するカフェが設置されています。

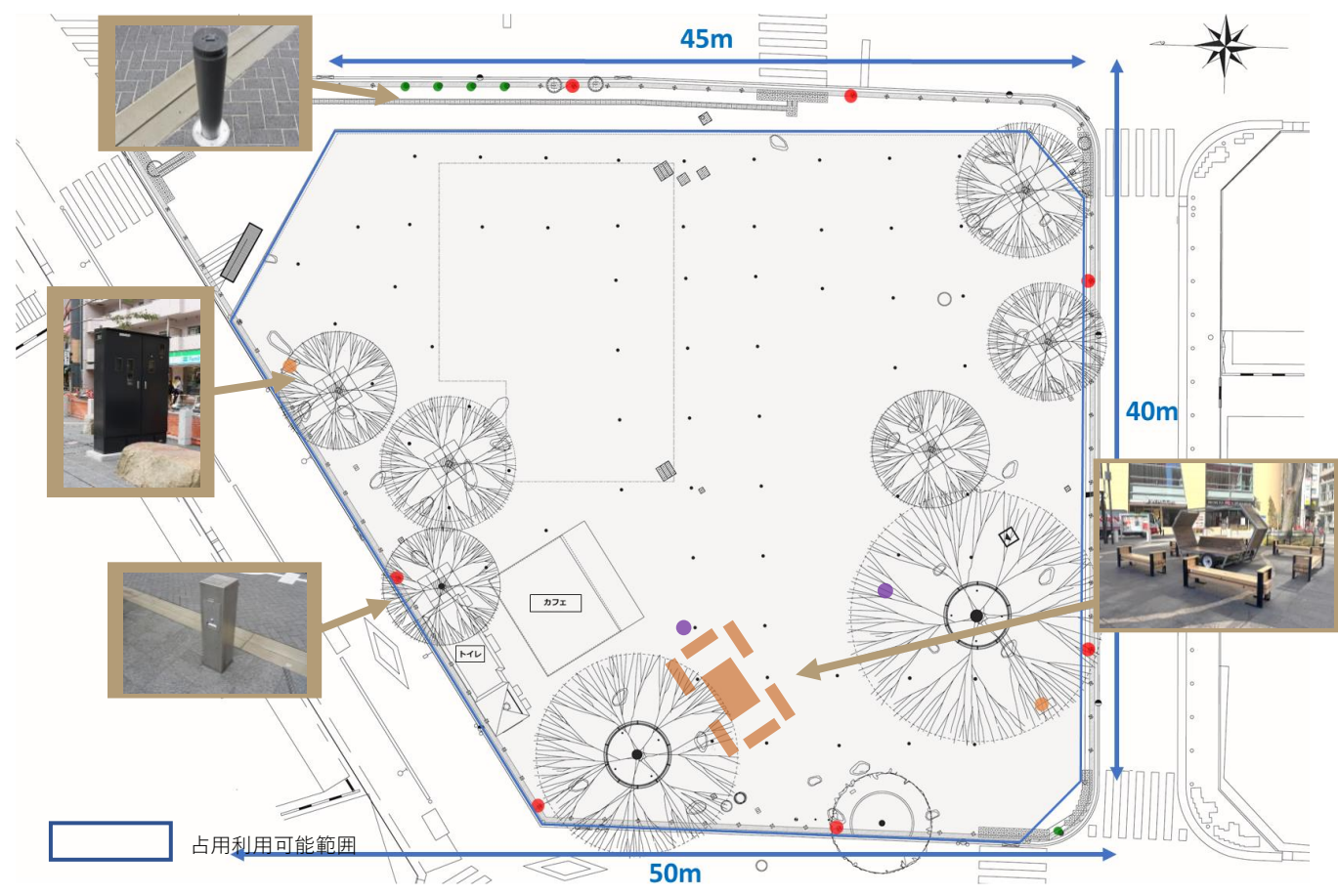


HAREZA
IKEBUKURO

Hareza池袋（ハレザイケブクロ）
“ちょっぴりおめかしして出かける特別な場所・非日常を体験できる場所”を表す「ハレ」の場、“多くの人が集まる場所・劇場”を意味する「座」の意味・言葉を合わせた造語

1

占有利用可能範囲及び付帯設備



凡例		仕様	数量	概要
●	分電盤	電流45A 電圧200V	2基	2基併せて最大9kVAの容量が利用可能
●	電源 有線LAN	電源,LAN用コンセント内蔵	7基	ボラードにコンセント1口、有線LANポート1個内蔵 1基あたり最大15Aかつ7基合計で45Aまで 電圧100Vまで
●	上下式 ボラード	—	5基	鍵にて上下可能
●	公園灯	—	2本	—
■	木製 ファニチャー	・柱ベンチ×6 ・モビリティファニチャー×1	計7台	原則として既存の設置場所からの移動は不可
-	無線LAN	TOSHIMA Free Wi-Fi	1基	無料で使用可能なFree Wi-Fi
-	アンカー	テント固定用金具 許容引張荷重：2.21kN	65箇所	イベント内容に応じて自由にテントの設置が可能 アンカーのピッチは、約4.0m 取付用の金具は別途貸与可能

2

注意事項

レイアウト、 装飾等	・中池袋公園内にあるカフェ施設の運営を妨げないようにしてください。 ・園内サイン看板や、カフェ施設看板等の視認を妨げる配置は行わないでください。 ・点字ブロックをふさぐ形のレイアウトは禁止です。 ・公園内の木製ファニチャーは原則移動禁止です。 こちらを踏まえた会場レイアウトでご計画ください。 ・一般利用者の動線を確保した計画としてください。 ・一般利用者の安全性に配慮してください。(配線剥き出しにしない等)
搬出入	・園内の来場者には十分配慮し安全に搬出入してください。 - その他、「4. 搬出入について」をご参照ください。
夜間残置物	・前日準備や連続使用により夜間仮置きする場合は、共同開催者の責任・負担において夜間警備対応を行ってください。 - なお、盗難や破損等、残置物に関して当法人は一切の責任を負いません。
臭気	・著しい臭いを発生させる行為や物の販売は禁止です。
音量	・音量を発生する場合、周辺施設や本公園一般利用者に十分配慮してください。 - また、周辺施設等に支障が出ると当法人が判断した場合や周辺施設等より音量制限を求められた場合は、当法人の指示に従ってください。 ・音出しイベント等を開催する場合、開催の2週間前を目途に近隣の住居・施設へイベント等の開催案内文書のポスト投函を必須にてお願いしております。 ※詳細は当法人までお問合せ下さい。

3 夜間スポット照明について

東京建物 Brillia HALLに、中池袋公園の夜間利用を想定したスポット照明設備を備えています。夜間のイベント利用、設営撤去等でスポット照明を利用したい場合は、各種申込書に記入の上お申込みください。

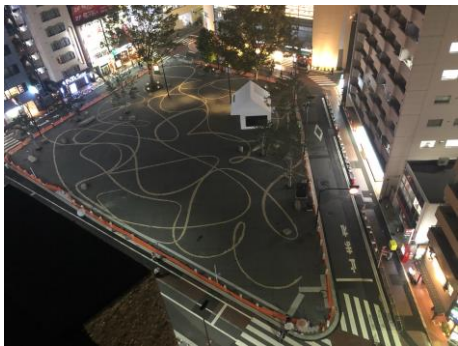
仕様	
光源	LED
範囲	本公園東側を中心とした円形
利用可能時間	15：00～20：00

夜間スポット照明は、東京建物 Brillia HALLの設備です。東京建物 Brillia HALLの共用部（一部）の管理運用も当法人が行っているため、利用料の支払いは当法人宛となります。

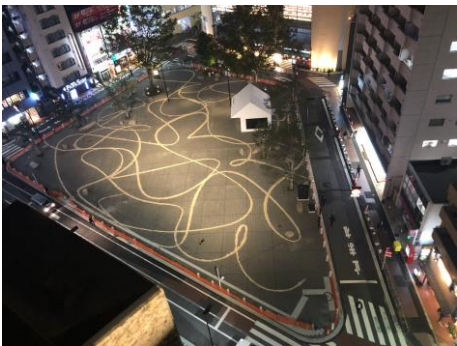


利用料	27,500円／日（税込）
-----	---------------

<夜間スポット照明点灯イメージ>



通常時



点灯時

4 地図、ロゴの使用について

<マニュアル等で使用する素材について>
マニュアル作成に必要な素材はHareza池袋WEBサイトより取得しご活用ください。
<https://www.hareza-ikebukuro.com/>

地図やロゴを告知で利用したい場合は、別途告知媒体案と共に別途当法人にご相談ください。ロゴ利用については豊島区と開発事業者（東京建物㈱、㈱サンケイビル）が定めたガイドラインがありますので、ガイドラインに則った利用となります。

① イベント等で利用する場合

公園は利用者が自由に利用できる公共施設です。
公園占有者に独占的な利用許可を与えるのではなく、園内において特定の場所を占有して使用する場合、許可申請が必要となります。
許可については、一般利用者への影響や管理上の支障の有無等を考慮して当法人にて審査します。

1 許可が必要となる利用及び占有料

利用	占有料
(1) イベントでの利用	
①豊島区主催・共催のイベント	免除
②豊島区の後援を取得したイベント	
②官公庁主催のイベントで営業目的でなく、公共性の高いもの	免除
③豊島区内の町会、商店会、大学・学生主催のイベントで、地域に貢献するもの（親睦・活性化等）	免除
(2) 避難訓練	
①民間の避難訓練の場合は、消防署に通知することを条件に許可する	1㎡／人として※1を基に算出
②防災課主催・町会主催の避難訓練	免除
(3) バザー、フリーマーケット	
①豊島区から申請された場合。ただし1団体につき年間最高6回	免除
②豊島区内の町会主催のバザー	免除
(4) その他	
(1)～(3)以外の占有を希望される場合は、当法人にお問い合わせください。 ※撮影利用を希望される場合は、24頁をご覧ください。	

一度納入された占有料については、占有目的の達成如何に関わらず返納できません。

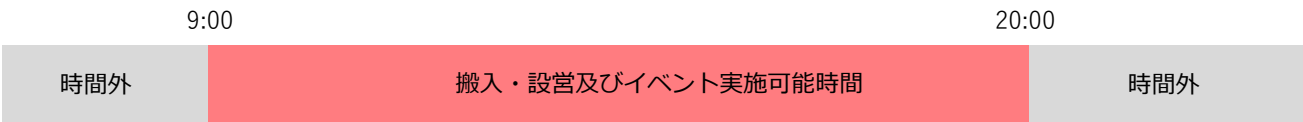
- ※1 豊島区立公園条例施行規則 別表第5（2）物件を設けない占有
「その他の占有」より47円／平方メートル・日
- ※2 時間に1時間未満の端数があるとき又は時間が1時間に満たないときは、1時間として計算します。
- ※3 面積に1㎡未満の端数があるとき又は面積が1㎡に満たないときは、1㎡として計算します。
- ※4 日に1日未満の端数があるとき又は日が1日に満たないときは、1日として計算します。

2 許可条件

物品販売等の営利、広告宣伝を目的とした占有、火気の使用は、原則不許可とします。
また、下記の許可条件を遵守してください。

- (1) 園内の土地物件を汚損し、植物などを採取損傷しないこと。
 - (2) 公園施設・土地等を養生し、汚損又は破損した場合は、占有者の責任で原状に回復すること。
 - (3) 使用後は園内を清掃し、設置した施設は取り外し、ゴミ等は必ず持ち帰ること。
 - (4) 占有目的以外に使用しないこと。
 - (5) 許可の対象エリア以外は占有しないこと。
 - (6) 他法令等による関係機関の許可が必要な場合は、事前に許可を受けること。
 - (7) 園内の占有場所は必要最小限にとどめ、他利用者を整理排除した独占占有はしないこと。
 - (8) 危険な行為や騒音など、他人に迷惑のかかる行為は行わないこと。
 - (9) 原則、水を使用する場合は、占有者の負担により用意し処理すること。
 - (10) 占有に起因する事故、苦情などは、占有者の責任において解決すること。
 - (11) 原則、園内に車両等を駐車しないこと。
 - (12) 転貸しないこと。
 - (13) 鍵等の備品、貸与品は厳重に管理し、紛失、破損した場合は占有者が原状に回復すること。
 - (14) 園内施設の運営を妨げないこと。
 - (15) 占有の際、許可書（原本または写し）を携帯すること。
 - (16) 本許可条件をスタッフ全員に周知すること。
 - (17) その他、占有により混乱が予想される場合、支障があると判断した場合は許可できない。
- 上記のほかに、都市公園法、同施行令、豊島区立公園条例、同条例施行規則に従うこと。

3 利用可能時間



※連続利用可能日数：原則 1 週間

2. 物件を設けない占用許可による利用までの流れ

1 問い合わせ



- お問い合わせフォーム・メール・電話等により空き状況などをお問い合わせください。

2 利用申込



- <本利用規程>をご確認の上、「中池袋公園占用許可申請書兼占用許可証」および下記書類に必要事項を記入し、原則メールにてご送付ください。
 - ア 上記 申請書（「団体・機関の長、企業代表者」名義によるもの）
 - イ 占用内容のわかる資料（企画書、台本、絵コンテ、行事概要書、ちらしなど）
 - ウ 占用場所平面図・安全管理計画（後述のフォーマット図面への記載）
 - エ 公園占用料免除理由が判明する資料（免除理由に該当する場合）
 - オ 関係機関等への申請書（写し）※保健所等への申請が必要な内容の場合
- 申込期間は原則、ご利用開始日の6か月前～2週間前までとなります。

3 利用審査



- 中池袋公園占用許可申請書を受領後、5営業日以内に企画内容等を審査し、利用可否を通知致します。ただし、内容に疑義があった場合や調整に時間を要する場合はこの限りではありません。

4 利用料金のお支払い



- 占用料が発生する場合、請求書後、利用開始日の1週間前までにお支払いください。
- 占用料の支払いを確認後、許可証を発行します。

5 事前調整



- 提出書類に変更がある場合は、都度ご相談ください。
- イベント内容により保健所や警察署などへの届出が必要な場合、占用利用者にて届け出てください。また、実施日までに届出の写しをご提出ください。
- 音出しイベント等を開催する場合、開催の2週間前を目途に近隣の住居・施設へイベント等の開催案内文書のポスト投函を必須にてお願いしております。
※詳細は当法人までお問合せ下さい。

6 実施



- イベント当日、防災センターにて入館・退館手続きをお願いいたします。
- 設営・撤去・開催中の安全管理や来場者対応などの実施における対応は占用利用者で行っていただきます。
- ご利用後は原状復帰をお願いいたします。
※イベント実施後に当日写真（全景含む）のご提供をお願いいたします。

7 ご利用後の精算



- 事前に精算したもの以外に費用が発生した場合、ご利用後、請求書を発行致します。
- 請求書発行日から2週間以内にお支払いください。

1 占用利用者の責務

- ① 常に善良なる意識と管理者の注意をもって本公園を利用すること。
- ② 各種利用規程および関係法令に定める事項を遵守すること。
- ③ 本公園とその周辺に対する秩序維持、来場者の整理・誘導、作業員等関係者の管理・監督、盗難・事故防止等を実施すること。
- ④ 搬出入及びイベント実施時の警備および誘導體制については事前に当法人と調整の上、指定警備会社または相応の技能を有するスタッフを配置すること。
また、警備、来場者の整理・誘導は占用利用者の責任・負担で実施すること。
- ⑤ 占用利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険・傷害保険等に参加すること。
- ⑥ 必要な法令に定められた関係諸官庁への届出および許可申請や関係機関への届出等を提出すること。
- ⑦ 占用利用者の負担で施設の原状回復・清掃を行うこと。
発生したゴミは占用利用者により処理及び持ち帰ること。
- ⑧ 本公園およびその設備・備品等を汚損、破損または紛失した場合は、
占用利用者が実費を負担すること。

2 損害賠償・免責

- ① 使用期間中、事故・トラブルが発生した場合、関係者や来場者の行為であってもすべて占有利用者が責任を負うこと。
- ② 占有利用者及び占有利用者の顧客、その他第三者が占有利用に際して本公園を汚損破損したときは、占有利用者は当法人にその旨の申出を行うと同時に、当法人の指示の元、速やかに原状回復を行うものとする。
なお、それによって関連する損害についても占有利用者は弁償をするものとする。
- ③ ②の内容によって、当法人が第三者により責任を追及され、また当該第三者に損害賠償を行ったときは、当法人は直ちに占有利用者に対し損害賠償に要した費用の一切を請求できる。
- ④ 占有利用に関する利用に伴う人的・物的事故、および持ち込み品の盗難、破損、紛失については、当法人は一切の責任を負わない。
- ⑤ 本公園の設備、機材の故障等により占有利用者の目的が達成されなかった場合であっても、占有料の返還以上の損失補償は行わない。

3 利用の制限

下記各項目に当てはまる場合、当法人は一時使用者に対して一時使用について使用条件を付し、又は必要な指示を行います。

一時使用者は、一時使用について指示を受けたときは、直ちにその指示に従ってください。

- ① 「10. ご利用にあたって 1 一時使用者の責務」に違反するもの。
- ② イベント内容が条例・関係諸法規に違反しているもの。
- ③ Hareza池袋の品位・ブランドを損なう恐れがあると認められるもの。
- ④ 「10. ご利用にあたって 10 反社会的勢力の排除」に違反するもの。
- ⑤ 誹謗・中傷・不当な差別に該当するもの。
- ⑥ 各業界内での公正競争・規約等に違反しているもの。関係省庁から中止命令が出たもの。または法廷・議会にて係争中の問題にかかわるもの。
- ⑦ 政治活動（選挙運動活動を含む。）や宗教活動をするもの又はその恐れがあるもの。
- ⑧ 公営競技、賭博の広報活動につながるもの
- ⑨ 建物関係者もしくは近隣に損害を与えるもの又はその恐れがあるもの。
- ⑩ 一時使用者が、当法人ならびに建物関係者に対して次のアからエまでに掲げる行為のいずれかをしたとき。（一時使用者の役員、一時使用者の従業員または一時使用者の委託を受けた者による場合も含む。）
 - ア 虚偽の事実を告げる行為
 - イ 粗野もしくは乱暴な言動を用い、または迷惑を覚えさせる方法。若しくは訪問・電話をかける行為
 - ウ 暴行または脅迫にわたる行為、その他の違法な行為
 - エ 金銭の支払い、責務免除の申し入れ、便宜供与、その他運営者による給付により運営者が法律上の義務を負わないもの。
- ⑪ 法令違反または不公正な営業等により社会的な信用を失う恐れがあるもの。
- ⑫ Hareza池袋に付設している広告媒体やサイン類の視認を妨げるもの。
- ⑬ 当法人が安全性を確認できないものや管理・運営上、支障があると認められ改善されていないもの。
- ⑭ その他当法人が不適當であると認めたもの。

4 予約の解除・利用の停止

●本予約の解除、ご利用の停止となる事項

次の事項に該当する場合は、当法人から本予約の解除及びご利用の停止を言い渡すことができるものとする。

- 1.前記【利用の制限】の各項に該当すると認められた場合
 - 2.「中池袋公園占用許可申請書」に虚偽の記載があった場合
 - 3.所定の期日までに入金が確認できない場合
 - 4.天災地変や不測の事故・災害など不可抗力により本公園の利用が不可能となった場合
 - 5.本公園の安全義務・管理・運営の事情によりやむを得ない事由が生じた場合
 - 6.占用利用者が本利用規程に定める事項に違反した場合
- ※利用中に上記が発覚した場合も、利用を制限又は停止させることが出来る。

●本予約の解除・利用停止時の返納等の取扱い

一度納入された占用料については、占用目的の達成如何に関わらず返納できません。

5

指定業者について

当法人が必要と判断した場合、安全管理のため、指定業者にて対応すること。

対象業務	会社名	備考
警備・清掃	東京不動産管理株式会社 (中池袋公園維持管理業務受託者)	

6

その他注意事項

- ・使用期間中、責任者は必ず会場に常駐し、占用許可証（原本または写し）を携行すること。
- ・ご利用制限の範囲を越えた配布物、チラシ、広告掲示は原則禁止とする。
- ・周辺施設、本公園一般利用者へ配慮し、音量を制限すること。
- ・著しい臭いを発生させる行為や著しい臭いを発生させる物の販売は禁止とする。

7

関係機関等への届出

占用利用者はイベントの開催に際し、開催内容に応じて必要な届出を各機関に確認の上、決められた期日までに提出してください。
また、各機関に届けた内容及び各機関から確認印が押下された写しを当法人に提出してください。
その提出をもって許可書を発行します。

行うこと	問い合わせ先			提出先	提出書類
	消防署	保健所	警察		
飲食物の提供	○	○	－	消防署	催事開催届 等
				保健所	イベント開催届、行事開催届 等
道路上における作業	－	－	○	警察	道路使用許可 等
演劇、コンサート、 物品販売、展示等	○	－	－	消防署	観覧場又は展示場における催物の 開催届出書 等

【豊島消防署】
所在地：〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目19番20号
電話：03-3985-0119（代表）

【池袋警察署】
所在地：〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目7番5号
電話：03-3986-0110（署代表）

【池袋保健所】
所在地：〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9
電話：03-3987-4177（食品衛生グループ）

8 付保義務

占用利用者の責任と負担において損害保険や傷害保険等に参加すること。

9 反社会的勢力の排除

占用利用者は暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実がないことを、当法人に対して 誓約する。なお、暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実には、次の各号に掲げる場 合を含むがこれらに限られないものとする。

- ① 占用利用者の関係者が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者である。
なお、占用利用者の関係者とは占用利用者及びその役員もしくはこれに準ずる者、
占用利用者の関連会社、その役員もしくはこれに準ずる者を含むものとする。
- ② 暴力団等反社会的勢力が占用利用者の関係者の経営に関与している。
- ③ 占用利用者の関係者が暴力団等反社会的勢力に資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等反社会的勢力の維持もしくは運営に協力もしくは関与している。

10 その他

- ・ 非常時には、当法人及び警備員等の指示に従わなければならない。
- ・ 本規程は、事前の予告なしに変更することがある。

1

搬出入ルート

本公園内へ搬出入車両の乗り入れは可能ですが、土日祝は搬出入時間により乗り入れ経路が異なりますので、指定の経路で搬出入をお願いします。

搬出入	月	火	水	木	金	土	日	祝
<パターン①>	●	●	●	●	●	●（下記以外の時間帯）		
<パターン②>	●	●	●	●	●	●（12:00～19:00）		

<パターン①> 東側から左折で園内に乗入れ、左折で園外に退出してください。



※上下式ボラードの詳細位置は、別添資料を参照

4. 搬出入について

<パターン②> 公園南西から園内に乗り入れ、右折で園外に退出してください。



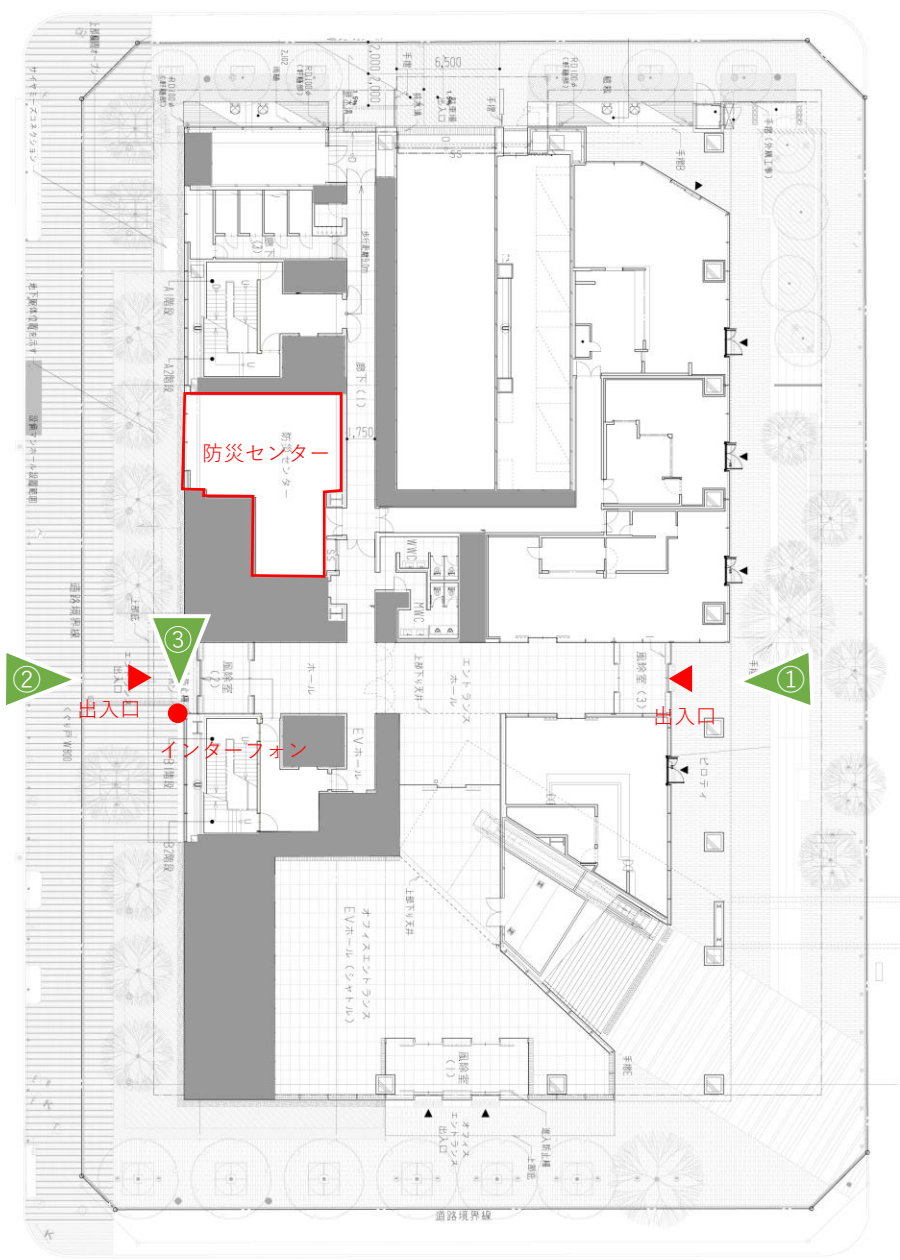
※上下式ボラードの詳細位置は、別添資料を参照

2 その他注意事項

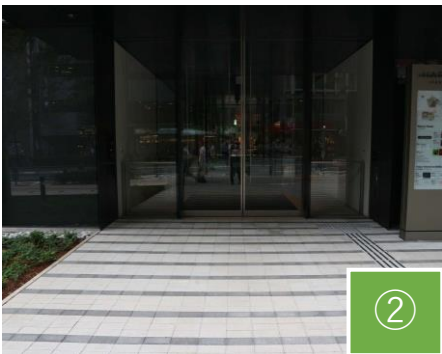
- ・本公園の一般利用者の安全を確保し、また、カフェ施設の運営に支障が出ないように十分注意して搬出入を行なってください。
- ・搬出入車両は、原則、10 t 車以下とし、床石に配慮して搬出入してください。
- ・搬出入時には、上下式ボラードを下げる必要があります。
搬出入が終了したら速やかにボラードを上げて元に戻してください。
- ・ボラードの上下には鍵が必要となるため、事前にHareza Tower防災センター（以下、防災センター）から鍵を受け取り、使用終了後、ボラードを上げた上で鍵を返却してください。
なお、複数日利用する際も鍵は毎日防災センターに返却し、翌日再度借り受けてください。
※防災センターの場所は別添参照
- ・搬出入終了時、速やかに本公園を退出してください。
駐車が必要な場合は東京建物 Brillia HALLの時間貸し駐車場を利用することも可能です（有料）。
- ・本公園周辺道路は、日程によって車両通行禁止となる可能性があります。

別添 Hareza Tower 1階平面図

Hareza Tower防災センターに御用の方は下記を参考にお越しください。



平日・土日祝 8:00～24:30は出入口から防災センターへお越しください。それ以外の時間帯は、「インターフォン」でお呼びください。



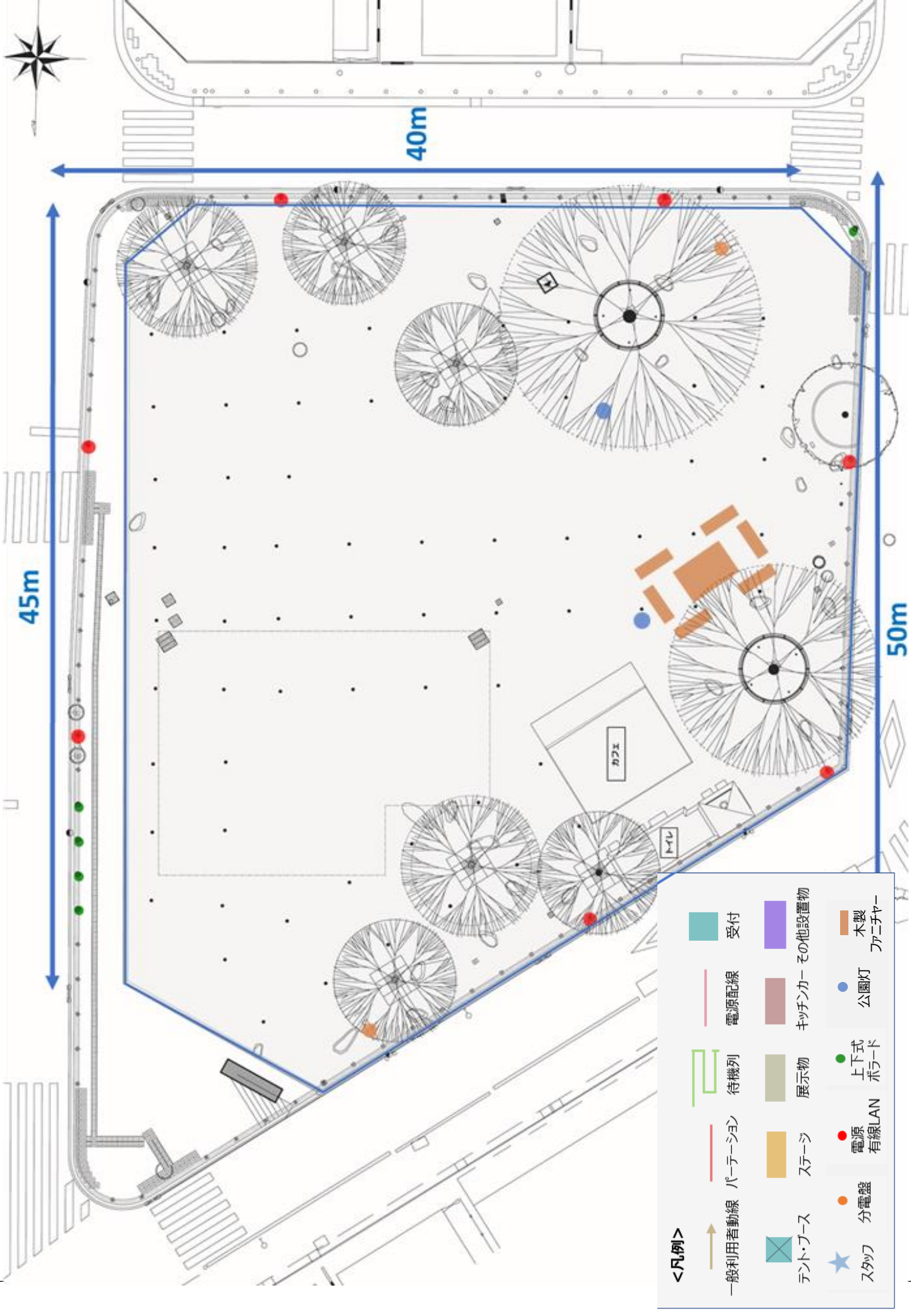
中池袋公園 占用許可申請書兼占用許可証

占用期間	年 月 日 () 午前 午後 時 分 から 年 月 日 () 午前 午後 時 分 まで ※時間内に搬出入も終わってください。			
ご利用内容	イベント等の名称や現時点の内容などご記載ください。 イベント等主催者： イベント等名称： 占用目的、ご利用内容： 想定入場人員： 夜間スポット照明の利用の有無： ☐ 有り ☐ 無し			
WEBサイト掲載	Hareza池袋WEBサイトへイベント情報を掲載しますか。 掲載をご希望される場合、別途法人が指定する素材をご提出いただきます。 ☐ 掲載する ☐ 掲載しない			
利用規程の確認	※利用規程表紙の左肩をご確認の上、利用規程の[版]をご記載ください。 . . 版			
申込者情報	フリガナ 会社名・団体名			
	フリガナ 氏 名			
	住 所	〒		
	T E L	- -	MOBILE	- -
	F A X	- -	E-MAIL	
当日責任者	フリガナ 氏 名			
	M O B I L E	- -	E-MAIL	

中池袋公園利用規程に記載の内容を理解し、遵守の上施設利用を行うことを誓約いたします。

年 月 日 氏名 印

占用料		備考	
-----	--	----	--



別添 安全管理計画書（実施計画書添付）記載例

※歩行者導線の確保、誘導人員の有無がわかるように記載をお願いします。

★：誘導スタッフ×2P3名
●インフォメーションデント
：案内スタッフ1名、デイル

一般利用者動線パターン

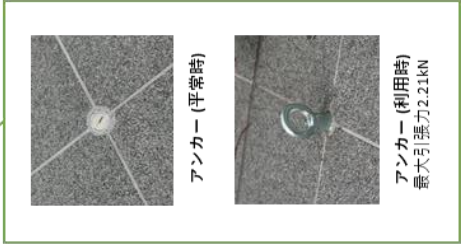
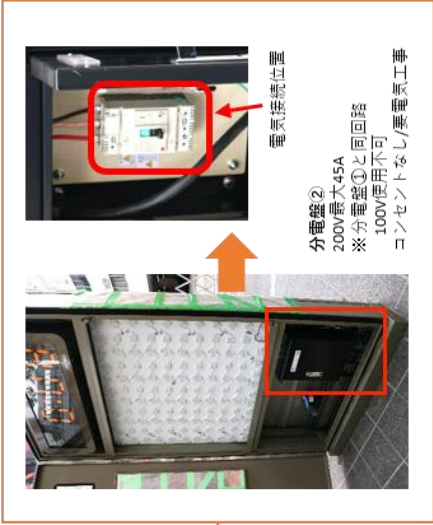
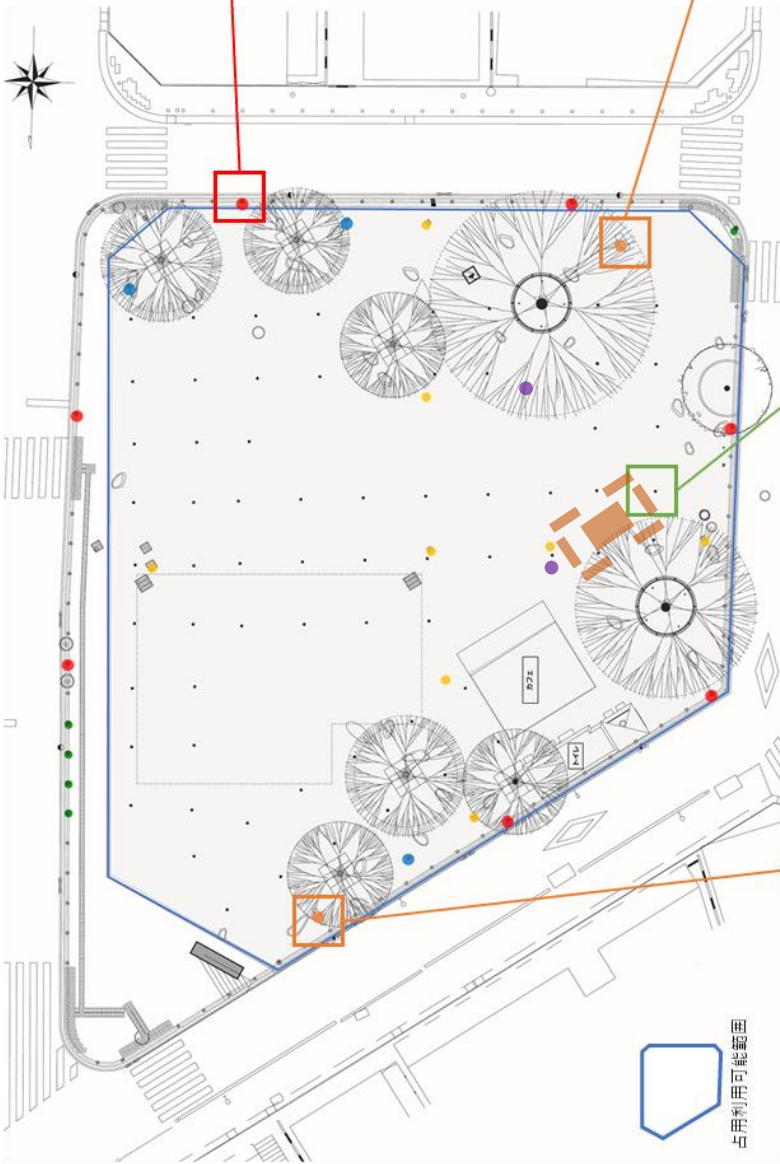
雞

電源

カフエから1.5mの範囲は
設置・設置不可

カフエ正面から
4mは使用不可

別添 中池袋公園設備関係説明書



凡例	仕様	数量	概要
●	分電盤 電源45A 電圧200V	2基	2基併せて最大9kVAの容量が利用可能
●	電源 有線LAN	7基	ボラードにコンセント1口、有線LANポート1個内蔵 1基あたり最大15Aかつ7基合計で45Aまで 電圧100Vまで
●	上下式 ボラード	5基	鍵にて上下可能
●	公道灯	2本	-
■	木製 ファニチャー ・ 柱ベンチ×6 ・ モビリティファニチャー×1	計7台	原則として既存の設置場所からの移動は不可
-	無線LAN	1基	無料で使用可能なFree Wi-Fi
-	アンカー	65箇所	イベント内容に応じて自由にテントの設置が可能 アンカーのピッチは、約4.0m 取付用の金具は別途貸与可能

②撮影利用する場合

公園内での撮影は、下記の要件を満たす場合のみ可能です。民間企業等による撮影も可能です。

1 許可要件

- ① 撮影許可日時
原則、土日祝日・年末年始を除く、午前7：00から午後7：00のうち、連続5時間以内
(準備・片付けを含む)
- ②入場許可人員
スタッフ、出演者合わせて、最大20名以下とする。
- ③持ち込み可能セット等
公園の一般利用者に配慮し、安全かつ動線を妨げない範囲において持ち込みを可能とする。
- ④撮影機材
クレーンカメラ、照明のやぐら、イントレ、大型発電機は、禁止とする。
また、カメラ、三脚、レフ板、照明は、必要機材のため、許可とする。
なお、撮影に際し、機材運搬等の車両は園内に乗り入れできない。

2 撮影禁止事項

- ・公園の現状変更や公園利用者を排除、整理すること及び発声を制限すること。
- ・公序良俗に反するシーン（暴力・猥せつ・麻薬など）の撮影。
- ・公園等の中で禁止されている事項を含む撮影。
- ・その他、豊島区のイメージを損なうシーンの撮影。
- ・偶発的、突発的に一般利用者を撮影対象としないこと。

上記記載事項に加え、P7「1.物件設けない占有許可による利用について 2.許可条件」も順守すること

3 占用料

豊島区立公園施行令 別表第5（2）「物件を設けない占有」によるものとする。

種別		単位	占用料（税込）
写真撮影のための臨時的な占有	写真撮影	1時間	1,997円
	映画、テレビ及びビデオの撮影		17,625円
写真撮影のための常時占有	定点写真・映像撮影	1ヶ月(撮影機1台当たり)	11,280円

※ 1 時間に1時間未満の端数があるとき又は時間が1時間に満たないときは、1時間として計算します。

1 メールからのお問い合わせ



- メール・電話等により空き状況などをお問い合わせください。

2 撮影利用申込



- <本利用規程>をご確認の上、<撮影での占用利用申込書>に必要事項をご記入し、台本や絵コンテ等と合わせて原則メールにてご送付ください。
- 申込期間は原則、ご利用開始日の6か月前～2週間前までとなります。

3 利用審査



- 利用申込書を受領後、原則5営業日以内に企画内容等を審査し、利用可否を通知します。ただし、内容に疑義があった場合や調整に時間を要する場合はこの限りではありません。

4 占用料のお支払い



- 利用開始日の1週間前までに占用料の100%をお支払いください。
- 占用料の支払いを確認後、許可証を発行します。

5 事前調整



- 提出書類に変更がある場合は、都度ご相談ください。

6 撮影



- 撮影当日、防災センターにて入館・退館手続きをお願いいたします。
- 設営・撤去・撮影中の安全管理などの対応は占用利用者で行っていただきます。
※撮影当日は当法人による立ち合いはございません。
- ご利用後は原状復帰をお願いいたします。

7 ご利用後の精算



- 時間外利用や備品使用料など事前に精算したもの以外に費用が発生した場合、ご利用後、請求書を発行致します。
- 請求書発行日から2週間以内にお支払いください。

中池袋公園
撮影での占用利用申込書

占用期間	年 月 日 () 午前 午後 時 分 から 年 月 日 () 午前 午後 時 分 まで ※時間内に搬出入も終わってください。				
ご利用内容	撮影種別 : ☐ 写真 ☐ 映像 媒体 : ☐ 雑誌 (媒体名:) ☐ 書籍 (媒体名:) ☐ その他紙面・WEB媒体 (媒体名:) ☐ テレビ (番組名:) ☐ 映画 (タイトル (仮でも可):) ☐ その他映像媒体 (媒体名、番組名:) 撮影内容 : 想定参加者数:				
利用規程の確認	※利用規程表紙の左肩をご確認の上、利用規程の[版]をご記載ください。 _____版				
申込者情報	フリガナ 会社名・団体名				
	フリガナ 氏 名				
	住 所	〒			
	T E L	- -	M O B I L E	- -	
	F A X	- -	E - M A I L		
当日責任者	フリガナ 氏 名				
	M O B I L E	- -	E - M A I L		

許可条件 各項目に ✓を 付けて ください	物品販売等の営利、広告宣伝を目的とした占用、火気の使用は、原則不許可とします。 また、下記の許可条件を遵守してください。	
	(1) 園内の土地物件を汚損し、植物などを採取損傷しません。	☐ はい ☐ いいえ
	(2) 公園施設・土地等を養生し、汚損又は破損した場合は、占用者の責任で原状に回復します。	☐ はい ☐ いいえ
	(3)使用後は園内を清掃し、設置した施設は取り外し、ゴミ等は必ず持ち帰ります。	☐ はい ☐ いいえ
	(4) 占用目的以外に使用しません。	☐ はい ☐ いいえ
	(5) 許可の対象エリア以外は占用しません。	☐ はい ☐ いいえ
	(6) 他法令等による関係機関の許可が必要な場合は、事前に許可を受けます。	☐ はい ☐ いいえ
	(7) 園内の占用場所は必要最小限にとどめ、他利用者を整理排除した独占占用は行いません。	☐ はい ☐ いいえ
	(8) 危険な行為や騒音など、他人に迷惑のかかる行為は行いません。	☐ はい ☐ いいえ
	(9) 原則、水、電気を使用する場合は、占用者の負担により用意します。	☐ はい ☐ いいえ
	(10) 占用に起因する事故、陳情などは、占用者の責任において解決します。	☐ はい ☐ いいえ
	(11) 原則、園内に車両等を駐車しません。	☐ はい ☐ いいえ
	(12) 転貸しません。	☐ はい ☐ いいえ
	(13) 鍵等の備品、貸与品は厳重に管理し、紛失、破損した場合は 占有者が原状に回復します。	☐ はい ☐ いいえ
	(14) 占用の際、許可証を携帯します。	☐ はい ☐ いいえ
	(15) 本許可条件をスタッフ全員に周知します。	☐ はい ☐ いいえ
	(16) その他、占用により混乱が予想される場合、支障があると判断した場合は許可されないことを承知します。	☐ はい ☐ いいえ
(17) 上記のほかに、都市公園法、同施行令、豊島区立公園条例、 同条例施行規則に従います。	☐ はい ☐ いいえ	
誓約事項	中池袋公園利用規程に記載の内容を理解し、遵守の上施設利用を行うことを誓約いたします。 年 月 日 氏名 印	

※お申込み時に取得した個人情報は、当法人が運営管理を行う目的でのみ使用致します。

また、業務の遂行上、管理会社等に業務を委託することがございますが、記載の目的以外で利用することはございません。

※上記誓約書欄に押印後、当法人に原則メールにてご送付ください。

中池袋公園占用許可証

許可番号：占 - 号
年 月 日

上記内容に関する中池袋公園占用について許可する。
 占用時は本許可証を携帯ください。

一般社団法人Hareza池袋エリアマネジメント
代表理事 安井 崇

占用料	
備考	

お問合せ・申込先（当法人事務局連絡先）

一般社団法人Hareza池袋エリアマネジメント
〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目18番1号 他

TEL: 080-8045-4681 MAIL: hareza@hareza-ikebukuro.com

【営業時間：10：00～17：30 土日祝除く】